

令和4年3月17日 提出

議会案第2号

水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書

八戸市議会議長 森 園 秀 一 様

提出者	八戸市議会議員	
		工 藤 悠 平
//	//	吉 田 洸 龍
//	//	山之内 悠
//	//	中 村 益 則
//	//	高 橋 貴 之
//	//	岡 田 英
//	//	高 山 元 延
//	//	田 端 文 明
//	//	小屋敷 孝
//	//	壬 生 八十博
//	//	冷水 保
//	//	山 名 文 世

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書

米をめぐるのは、近年の人口減少や、食の多様化による消費の減退のほか、いまだ続くコロナ禍で、外食向け業務用米の需要が減少し、民間在庫も増加する等、厳しい需給環境に置かれています。全国の現場生産者においては、この状況の改善を図るため、その地域の特色や気候に合った作物を選択し、大規模な作付転換が進められ、主食用米の需給安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めてきました。

このような中で、今回、水田活用の直接支払交付金の見直しが示されたところでありますが、急激な制度変更は、今後、生産者の中長期的な営農計画や地域の生産基盤に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

また、今回の見直しは、主食用米の需給だけでなく、飼料用米をはじめとする水田活用米穀や、小麦、大豆、飼料作物などの転換作物の需給にも影響が懸念されます。その懸念されることは、（１）水田農家の収入減少による収支の悪化や離農について、（２）除外水田への賦課金の納付財源確保と負担増加など、土地改良区の維持管理について、（３）交付対象外の水田増加による基盤整備計画事業の停滞について、（４）中山間直接支払や多面的機能支払の交付対象から除外された場合による影響について等々の声が上がっています。このように、今回の見直しは、これまで培われてきた農業・農村施策や農業者の営農に影響を与える可能性があります。

よって、水田農業の持続的な発展のため、今回の見直しについては、懸念を持つ現場生産者への十分な説明と意見聴取を行うとともに、見直しによる影響についても、各地域の実情に精通する地方農政局県拠点、及び地方自治体を介した実態把握と検証を行い、現場生産者が将来を見据えて安定した営農を継続できるよう、適切かつ慎重な対応を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年3月17日

八 戸 市 議 会